

第69回国民体育大会宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第69回国民体育大会に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、競技会役員、競技役員及び正規視察員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 方針

長崎がんばらんば国体・長崎がんばらんば大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び長崎がんばらんば国体会場地市町実行委員会（以下「市町実行委員会」という。）は、長崎がんばらんば国体合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、旅館組合等関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等に関する業務にあたりるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町内の旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、近隣市町の旅館等及び公共施設、寮、民家等宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場、練習会場までの交通状況及び環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別及び男女別を考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一又は近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1人の宿泊に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。
- (5) 合同配宿本部が指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の15時から、出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

(2) 宿泊料金

| 区 分 | | 宿 泊 料 金 | | 備 考 |
|--------------|-----|-------------------------|-----------------------|----------------|
| | | 1泊2食 | 素泊まり料金 | |
| 選手・監督 | 民泊等 | 8,085円 (税抜 7,700円) | 5,880円(税抜 5,600円) | 冷暖房料を含む |
| | A | 8,085円 (税抜 7,700円) | 5,659円 (税抜 5,390円) | 宿泊料金の70%相当とする。 |
| | B | 8,925円 (税抜 8,500円) | 6,247円 (税抜 5,950円) | |
| | C | 9,975円 (税抜 9,500円) | 6,982円 (税抜 6,650円) | |
| | D | 12,075円 (税抜 11,500円) | 8,452円 (税抜 8,050円) | |
| その他 大会参加者 | 民泊等 | 8,085円 (税抜 7,700円) | 5,880円(税抜 5,600円) | 冷暖房料を含む |
| | A | 8,085円 (税抜 7,700円) | 5,659円 (税抜 5,390円) | 宿泊料金の70%相当とする。 |
| | B | 8,925円 (税抜 8,500円) | 6,247円 (税抜 5,950円) | |
| | C | 9,975円 (税抜 9,500円) | 6,982円 (税抜 6,650円) | |
| | D | 12,075円 (税抜 11,500円) | 8,452円 (税抜 8,050円) | |
| | E | 13,650円 (税抜 13,000円) | 9,555円 (税抜 9,100円) | |

(注)・民泊等とは、旅館業法の規定に基づく営業許可を有しない民家、寮、研修所、公民館等の転用施設をいう。

・A～Eとは、合同配宿本部が、施設及びサービスの内容並びに実勢料金を考慮し、区分した営業施設等をいう。

(3) 消費税及び入湯税

民泊等の消費税については、課税対象施設でのみ課税する。また、入湯税については外税とし、課税対象施設でのみ課税する。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、夕食の場合は前日の18時まで、朝食の場合は前日の12時まで申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時間までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合は、民泊等にあつては宿泊料金から1,470円(民泊等の課税対象施設以外の施設については、1,400円)を控除し、A～Eにあつては、当該施設の宿泊料金から20%を控除する。

イ 朝食を欠食した場合は、民泊等にあつては宿泊料金から735円(民泊等の課税対象施設以外の施設については、700円)を控除し、A～Eにあつては当該施設の宿泊料金から10%を控除する。

| 区分 | 夕食を欠食した場合 | 朝食を欠食した場合 |
|-----|---------------------|---------------------|
| 民泊等 | 6,615円(税抜 6,300円) | 7,350円(税抜 7,000円) |
| A | 6,468円(税抜 6,160円) | 7,276円(税抜 6,930円) |
| B | 7,140円(税抜 6,800円) | 8,032円(税抜 7,650円) |
| C | 7,980円(税抜 7,600円) | 8,977円(税抜 8,550円) |
| D | 9,660円(税抜 9,200円) | 10,867円(税抜 10,350円) |
| E | 10,920円(税抜 10,400円) | 12,285円(税抜 11,700円) |

(5) 休憩料金

入宿日15時以前及び出発日の10時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用したときの入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算する。ただし、選手・監督及び都道府県選手団本部役員にあっては、出発日に一括精算することができる。

(8) 宿泊取消料

ア 宿泊を取消した場合の取消料は次のとおりとし、宿泊責任者又は本人が当該宿舎へ直接支払うものとする。

| 宿泊取消しの申出区分 | 宿泊取消料 | 備 考 |
|----------------------------|--------------|-------------------------------------|
| 宿泊予定日の9日前まで | 不要 | 素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金（税抜）とする。 |
| 宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで | 宿泊料金（税抜）の20% | |
| 宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで | 宿泊料金（税抜）の50% | |
| 宿泊予定日（18時まで） | 宿泊料金（税抜）の70% | |
| 宿泊予定日（18時以降） | 宿泊料金（税抜）の全額 | |

(注)・取消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

・荒天等により、交通機関が不通となり宿舎への到着が困難な状況が生じた場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

イ 選手・監督が競技開始後において、競技の都合により宿泊を取消す場合は、前号の定めにかかわらず、次のとおりとする。

| 宿泊取消しの申出区分 | 宿泊取消料 | 備考 |
|------------|--------------|-------------------------------------|
| 宿泊予定日の前日まで | 不要 | 素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金（税抜）とする。 |
| 宿泊予定日 | 宿泊料金（税抜）の50% | |

(注)・取消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

ウ 宿泊申込み後、変更・取消の申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

エ 宿泊責任者又は本人が取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、以下のとおりとする。

| 区 分 | | 適 用 期 間 |
|-----|--|--|
| 会期前 | 平成26年9月7日(日)以降に開始され 平成26年9月14日(日)までに終了する競技 | 平成26年9月3日(水) 15時から 平成26年9月15日(月) 10時まで |
| 前 半 | 平成26年10月12日(日)以降に開始され 平成26年10月17日(金)までに終了する競技 | 平成26年10月8日(水) 15時から 平成26年10月18日(土) 10時まで |
| 後 半 | 平成26年10月17日(金)以降に開始され 平成26年10月22日(水)までに終了する競技 | 平成26年10月13日(月) 15時から 平成26年10月23日(木) 10時まで |

(注) ハンドボール競技（平成26年10月16日(木)に開始され、平成26年10月20日(月)に終了）については、適用期間を平成26年10月12日(日)15時から平成26年10月21日(火)10時までとする。

7 宿泊の申込み

- (1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領(以下「実施要領」という。)により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。
ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。その効力発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。
なお、選手・監督、都道府県選手団本部役員にあっては、第 69 回国民体育大会実施要項(以下「実施要項」という。)に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。
- (2) インターネット等による宿泊申込みが実施要領の申込期限までになかった場合は、宿泊の申込みを受け付けず、実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8 宿泊の変更及び取消し

- (1) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消が困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあっては、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。
- (2) 入宿後にあっては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、長崎県の新鮮で豊かな農林水産物による「食のおもてなし」にふさわしい献立とするため、県内の郷土料理や特産品を取り入れ、食文化の香り高い“長崎県らしさ”を盛り込んだものとするとともに、衛生的で栄養的にも調和がとれた献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
- (2) 斡旋方法
国体昼食弁当については、希望により、県実行委員会及び市町実行委員会が次によりあつせんするものとする。

| 区 分 | 料 金 |
|------------|-------------------|
| 昼食弁当（お茶含む） | 945 円（税抜 900 円）以内 |

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。
- (2) 宿泊料金・昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税については、現行の税率 5%を適用しており、税率の変更があった場合は、変更後の税率を適用するものとする。